

**新たな「やまなし子ども・若者育成指針」
を策定するに当たっての
基本的な考え方と施策の方向性について（答申）**

令和元年11月

山梨県青少年問題協議会

はじめに

山梨県青少年問題協議会では、令和元年5月24日に山梨県知事から「新たな『やまなし子ども・若者育成指針』を策定するに当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」の諮問を受けました。

以来、本協議会では、協議会や小委員会を開催し、平成30年度に県で実施した「子ども・若者の意識と行動に関する調査」の結果を踏まえ、子ども・若者の生活意識や現状等を分析し、様々な角度から施策の方向性について協議を重ねて参りました。

子供・若者の時期は、心身の発達とともに、大人への準備期間として人格の基礎を築き、様々な悩みや葛藤を経験しながら、自己の可能性を伸展させ、活躍の場を広げていく時期です。

21世紀の担い手として、社会の様々な出来事に興味や関心を抱き、自らの考えを持つとともに、目標の達成に向かって知識や技能を習得し、課題を克服しながら努力することが、子供・若者にとって生きる原動力となります。子供・若者の時期は、このように意欲を持って生き生きと充実した生活を送ることが重要です。

そして、未来の山梨県を担う子供・若者が、心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いであり、また、そのための環境を整えることは、私たち大人、一人ひとりの責務あります。

しかしながら、近年、子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、家族形態の多様化、情報化の進展等により、大きく変化しています。また、一人ひとりの子供・若者が抱えている困難な状況も多様であり、いじめ、不登校、ひきこもり、障害、児童虐待、子供の貧困等の様々な問題が相互に影響し合い、その困難をさらに複雑なものとしているケースもみられます。

さらに、子供・若者の人間形成を日常生活の中で支えてきた家庭や地域社会における教育力の低下、インターネット等による有害情報の氾濫、ネットいじめ、SNSの利用に起因する犯罪被害の増加など、きわめて憂慮すべき状況になっています。

このような中では、子供・若者の置かれている環境や抱えている困難な状況に応じた、きめ細かで切れ目のない支援が必要です。また、地域社会全体で子供・若者を温かく包み込み、寄り添いながら、社会とのつながりが途切れることのないような支援も必要と考えます。

この答申の趣旨が県の策定する新たな「やまなし子ども・若者育成指針」に反映され、子供・若者が意欲を持って充実した生活を送るための取組の重要性について、県民一人ひとりの認識が深まり、それぞれの立場で何ができるかを真剣に考えるきっかけとなり、市町村や各関係機関と連携する中で実効性のある施策として展開されることを期待します。

そのため、県民運動の一層の推進の一助となることを願って本答申を提出いたします。

1 子供・若者をめぐる現状と課題

(1) 社会環境と子供・若者

①子供・若者人口の減少

総務省の「人口統計」によると、山梨県の総人口は、平成12年の88万人をピークに減少に転じ、平成27年10月1日現在83万人となっている。このうち、子供・若者（0～29歳）の人口は、22万人で、総人口の26.4%を占めている。

子供・若者の人口は、ほぼ一貫して減少しており、総人口に占める子供・若者の割合は、昭和45年の「国勢調査」で50%を下回り、その後も減少を続けている。この現象は、出生率の低下、平均寿命の伸長などに起因するが、加えて大学等への進学や就職による子供・若者の県外流出も要因の一つになっている。東京圏に隣接する本県は、進学や就職を契機とした若年層の県外転出が多く、若年女性の転出超過によって出生数が減少する状況にある。

人口が減少する中で、持続可能な地域社会をつくるためには、若年層の県内定着を促進するとともに、女性や高齢者、障害者などを含む全員参加型の社会の創造が求められる。そのために、生涯にわたって学び続け、一人ひとりの持てる力を生かすことが可能な社会づくり、安心して子供を産み、仕事を続けながら、楽しくやりがいをもって子育てができる環境が整った社会づくり、障害の有無を問わず誰もが住みやすい社会づくりに向けた取組を推進する必要がある。

②少子化・核家族化の進行

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり少子高齢化社会が到来している。

山梨県における平成29年の出生数は、5,705人、合計特殊出生率は1.50で平成17年の1.38より増加しているものの、出産世代の女性人口は年々減ってきており、今後も少子化が急速に進行すると考えられる。

また、全国で18歳未満の子供がいる世帯の割合は、平成元年の41.7%から、平成29年には23.4%と大きく減少している。

さらに、親と子供のみの核家族は、平成元年の69.5%から平成29年には82.6%に増加している反面、親と子供、祖父母からなる三世代世帯は26.9%から14.2%に減少しており、核家族化も進行している。

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、核家族化も加わって、子供の人間関係が固定的になり、同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で、子供の自主性や社会性が育まれる機会を少なくしていると考えられる。

次代を担う子供・若者が健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、子育

てを家庭、学校、地域、企業等が一体となって、社会全体で支援する取組をさらに進めしていくことが必要になる。

③情報化社会の進展

情報通信技術（ＩＣＴ）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきた。

ＩＣＴの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジタル機器が急速に普及し、インターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになった。

12歳から30歳までを対象とした本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、インターネットの利用について「よく利用している」「時々利用している」を合わせた「利用意向」が、平成9年の18.4%に対し、平成30年は97.8%と、調査を重ねるごとに高まっている。

また、平成24年調査と比較すると、12歳～14歳（中学生層）のスマートフォン・携帯電話の所持率が74.6%と大幅に増加し、およそ4人のうち3人が所持しているという結果がでている。

さらに、一日にインターネットにアクセスする時間が「2時間～3時間未満」と回答した割合が最も多く、33.9%となった。前回調査と比較すると全体的にインターネットにアクセスする時間が増加している。

内閣府では、平成31年に小さな子供をもつ保護者に向けて「スマホ時代の子育て」のリーフレットを作成し、スマホ時代の保護者はどんなことに気をつけるべきなのかを啓発している。このことは、子供が小さなうちからスマートフォンの使い方に関する取組をしていく必要性があることを示している。

インターネットは、瞬時の情報入手を可能とし、生活の利便性を向上させるとともに、新たな産業などを創造することが期待される反面、子供・若者の健全な育成にとって有害な情報があふれしており、利用方法によっては、青少年が犯罪の被害者や加害者となるおそれがある。

このことから、インターネットを適正に利活用する能力を育成するとともに、家庭・学校・地域・企業の連携により、社会全体で子供・若者を有害環境から守る取組を推進していく必要がある。

④グローバル化の進展

交通手段、ＩＣＴの進歩等による国境を越えた人、モノ、情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野において、グローバル化が進んでいる。

法務省の在留外国人統計によると、日本に在留資格を持って滞在している在留外国人数は、平成20年には214万人となっている。その後、若干減少したもの

の、平成25年より増加に転じ、平成29年度末には256万人に達し、過去最高となった。

政府は深刻化する働き手不足に対応するため、平成31年4月から新たな在留資格を創設し、外国人労働者の受け入れを拡大しており、在留外国人数は今後さらに増加が見込まれる。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い多くの外国人観光客が訪れ、子供・若者が外国人と接する機会が増えることも予想される。

このため、地域社会においては、様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を深める取組を進めるとともに、自分の住む地域の自然や文化、伝統を知り、誇りと愛着を持ち、地域づくりに積極的に参画する人材育成も重要となる。

⑤持続可能な社会の実現

グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面している。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題も増大している。こうした中、日本には世界が共有する課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが求められている。

2015（平成27）年に、国連総会において、持続可能な開発のための行動計画が採択された。環境、経済、社会だけでなく、平和やエネルギー等の課題に対して17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられた。これらの目標を達成するためには、将来の世代によりよい地球を残そうとするあらゆる主体（国、地方公共団体、企業、市民等）によるパートナーシップが必要であるとともに、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されている。

北杜市的小学校では、6年生の総合的な学習の時間のテーマを「世界の子供たちの現状を知り、自分たちにできることを考えよう、伝えていこう」に設定し、5月から12月の長期にわたり学習が展開された。子供たちの問題意識からテーマを設定し、調べ学習や体験活動、外部講師を招いての学習会、学んだ内容を保護者や他学年に伝える学習発表会、カンボジアの児童との交流など様々な学習活動を通して、SDGsについての知識を深めるとともに、自分たちが持続可能な世界に向けてどのような活動ができるのかチャレンジした実践が行われた。

この事例のように、本県においてもグローバルな視点を持ち、地域社会、さらには世界の持続可能な発展に向けて積極的に貢献しようとする志を持った人材の育成が求められ、意欲と能力のある子供・若者たちを育成していく必要がある。

⑥学校と子供・若者

・学校と学習

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「どうして勉強をしなければならないと思うか」という問い合わせに対して、中学生・高校生は「将来、一人前の社会人になるため」(39.3%)が最も多く、続いて、「知識・技能を身につけるため」(35.8%)、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」(34.5%)と回答している。

過去の調査と比較すると、「よい大学に入り、よい会社に就職するため」の割合が増え、予測の難しい将来を見据えながら、就職を意識して勉強する傾向が強くなっている。

また、平成25年度～平成30年度実施の「全国学力・学習状況調査」の問題B「主に活用に関する問題」における、本県の児童生徒の学力の状況を見ると、各教科（国語・算数〈数学〉）の平均正答率は、小学校において全国平均を下回る傾向にあるが、中学校においては近年、全国平均を上回る傾向にある。

これは、県全体で取組を進めている「やまなしスタンダード～授業づくりの7つの視点」による義務教育9年間を見通した授業づくりの取組や「学力向上対策事業」における授業改善、教員の資質向上、家庭・地域との連携等の成果が出てきていると考えられる。

変化の激しい時代だからこそ、主体的に変化を受け止め、AI（人工知能）とは異なる人間ならではの感性を働かせて、社会や人生をより豊かなものにしたり、現在では想像できない未来の姿を描き実現したりすることができる人材の育成が必要となる。2020（令和2）年度より小学校から順次、新学習指導要領が全面実施となる。各学校には、社会と目標を共有し、主体的・対話的で深い学びにより未来の創り手として必要な資質・能力を育むことが求められている。

・体力・運動能力及び運動習慣の状況

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）の結果によると、本県の中学生の体力合計点は、男女共、3年連続で全国平均を上回り、平成20年度の調査開始以降、最高値となった。また、小学校5年生の体力合計点は、全国平均を下回っているものの、前年度より得点が向上し、全国平均との差を縮めている。特に、女子は調査開始以降、最高値となった。このことから、子供・若者の体力は、全体として改善傾向にあるといえる。

また、1週間で420分以上運動を行う小中学生の割合が、小中学生、男女共に全国平均を上回っていることから、小中学生の運動の日常化が図られている実態も明らかになった。

家庭、学校、地域など様々な場面において、子供・若者が運動を楽しむ機会を充

実させ、運動への興味・関心を高め、運動の日常化を図りながら、体力の向上を目指すことは、健やかな心身の育成を図る上で大変重要である。このことで生涯にわたって運動に親しみ、運動習慣が確立するとともに、体力の向上が図られ、豊かなスポーツライフが実現すると考えられる。

・学校教育に対する意識

「やまなしの教育に関するアンケート調査」の結果によると、保護者が望ましいと思う教員像は、「子供によくわかる教え方をする教員」(53%)が最も多く、続いて、「子供の適性や能力を把握し、個性や特性を大切にする教員」(51%)、「子供のやる気を引き出し、意欲を高めてくれる教員」(40%)と回答している。このことから、保護者は子供一人ひとりの可能性を最大限引き出し、きめ細かく対応してくれる教員を望んでいることがわかる。

また、「やまなし教育」に期待する人づくりでは、「人を思いやる心を持っている」(46%)が最も多く、「自ら学び考え、行動する」(42%)、「社会のルールを大切にし、道徳心がある」(36%)と続いている。保護者は、思いやりの心や道徳心を持ち、主体的に学び考え、行動する人づくりを期待していることがわかる。

学校教育には、これらの期待に一つ一つ応えていく取組を進めるとともに、パートナーとしての家庭や地域との連携・協働の関係を築きあげていくことが求められている。やまなしの未来を担う子供・若者を育てるため、学校教育はもちろん、家庭、地域が一体となって教育を推進していく必要がある。

⑦子供・若者の社会参加活動

都市化や雇用状況の変化、地域コミュニティの形骸化などから、地域への帰属意識が低下し、若者の地域離れが進んでいると言われている。

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「地域をよくするための活動があれば参加するか」との問い合わせ、「積極的に参加する」「内容によっては参加する」「さそわれれば参加する」とする「参加意向」の回答は87.7%を占め、過去調査との比較でも高い割合を示している。

その一方で、「国や地方の政治に関心があるか」との問い合わせには、「とても関心がある」「ある程度関心がある」とする「関心がある意向」の回答は44.9%であり、「あまり関心がない」「まったく関心がない」とする「関心がない意向」の54.5%を下回る結果となった。

社会や地域の将来に関心を持ち、地域行事への参加、福祉や被災地支援などのボランティア活動を通じて、社会の構成員として様々な分野で貢献できる子供・若者の育成が求められている。また、子供・若者が自らの意見を自由に発表できるよう、意見表明の機会を確保することも重要である。

⑧若者の就労状況と意識

平成30年の「労働力調査」（総務省）によると、全国の若年層（15歳～34歳）の完全失業者は、60万人と前年に比べ8万人減少している。また、完全失業率は、15歳～24歳では3.6%、25歳～34歳では3.4%と低下してきている。

また、同調査によると、15歳から34歳までの若者のうち、フリーターとして働いている若者は全国で143万人に及んでいるが、平成23年の184万人からは少しづつ減少し、若年層の就労状況は改善傾向にあるといえる。

しかし、本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」によると、「(仕事を) しかたがないから続ける」が、平成14年の4.5%から、調査を重ねるごとに増加し、平成30年には20.2%となっており、就職はしたもの必ずしも望んだ職に就けていない現状が読み取れる。

このような中、各学校段階でのキャリア教育の充実やインターンシップなどを通じて職業意識を醸成していくことや、県内企業等との連携により若年求職者とのマッチングの機会を充実させるとともに、就労が困難な若者には、状況に応じた相談支援や社会体験、職業能力開発の支援などの機会を充実させることが必要となっている。

(2) 困難を有する子供・若者

①ニート（若年無業者）

総務省は、ニート（若年無業者：「Not in Employment, Education or Training」の頭文字からとった造語）を、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者と定義しているが、その数は平成14年以降、おむね横ばいで推移している。

平成30年の「労働力調査」（総務省）によると、ニートは全国で約53万人いるとされており、景気回復が進みつつあるとはいえ、若年層の人口そのものが減少していることを考慮すると、高止まりの状況にあるといえる。

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、ニートになると思われる要因は何かとの問い合わせ、「人間関係」63.2%、「本人のやる気の問題」62.2%、「家庭環境」53.7%の回答が上位を占めている。

その一方で、総務省が実施した「就業構造基本調査」によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、「病気やけがのため」「知識・能力に自信がない」「急いで仕事につく必要がない」といった回答が見られ、一般の子供・若者と当事者との間で、意識の相違が見られた。

ニートについては、働くことの大切さやさまざまな職業に対する見方・考え方を深めるとともに、相談支援の充実や職場適応・定着化に向けた取組を推進する必要がある。また、その支援に当たっては、一人ひとりの抱えている課題をよく把握し、その状況に応じて、総合的な支援を実施することも必要である。

②ひきこもりの子供・若者

平成28年の内閣府「若者の生活に関する調査報告書」によると、15歳～39歳の家や自室に閉じこもって外に出ない子供・若者の「ひきこもり」は、全国で54,1万人と推計されている。

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、12～30歳の子供・若者の「ひきこもり群」と「ひきこもり親和群」(ひきこもりを共感・理解しともすると閉じこもりたいと思うことがある人たち)は、全体の10.9%となり、「ひきこもり親和群」の割合は内閣府の調査よりも高くなっている。

また、「ひきこもり群」が外出しなくなったきっかけとしては、「人間関係がうまくいかなくなった」40.6%、「不登校」31.3%、「学校になじめなかった」25.0%の割合が高くなっている。

平成30年には、内閣府による中高年を対象としたひきこもり調査も行われ、ひきこもりの長期化・高齢化も問題となっている。

ひきこもりの要因は様々であることから、本人や家族は、それぞれ異なる悩みやニーズを持っている。そのため、本人や家族の相談に適切に対応し、当事者のニーズに応じてアウトリーチ(訪問支援)等を中心として、時間をかけて寄り添う継続的な伴走支援が必要となる。

③いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況

平成29年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)によると、本県のいじめの認知件数は、小学校で3,271件、中学校で1,176件、高等学校で212件、特別支援学校では7件、合計4,666件となっており前年度(合計3,757件)に比べ大幅に増加している。

これは、平成25年の「いじめ対策推進法」の施行に伴い、いじめ発見のきっかけとなる「アンケート調査」の実施をする際、積極的に認知する姿勢が学校現場に浸透したほか、ささいなけんかも見逃すことなく早期発見に努めるようしたことが要因と考えられる。

県内の平成29年度不登校児童生徒数は、小学校で206人、中学校で771人、合計977人となっている。1,000人当たりの不登校児童生徒数でみると、小学校児童は5.0人と全国平均を0.4人下回り、中学校生徒は34.1人と全国平均を1.6人上回っている。

中学校段階から不登校が増加するのは、小学校から中学校に進学した際に、学習内容や生活リズムの変化に悩むことができず不登校となる「中1ギャップ」が原因と考えられている。

一方、平成29年度の高等学校の中退学者は、前年度より10人減少の358人で、在籍者数に占める割合（中退率）は1.3%になっている。

また、平成29年度の公立小・中学校及び県立高等学校における児童生徒が起こした暴力行為の発生件数は201件で、前年度と比較して30件増加しているが、1,000人当たりの暴力行為発生件数でみると、2.2件と全国平均を2.6件下回り、落ち着いた状況となっている。

児童生徒の問題行動への対応には、学校と家庭、地域社会、関係機関が緊密に連携を図り、一人ひとりの児童生徒の抱える様々な問題に応じた相談支援体制の充実を図っていくとともに、未然防止、早期発見、早期対応により一層力を入れていく必要がある。

④障害のある子供・若者

平成29年に厚生労働省が策定した「児童発達支援ガイドライン」では、障害児支援の基本理念として、①障害のある子供本人の最善の利益の保証、②地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮、③家族支援の重視、④障害のある子供の発達状況や家族の意向をアセスメントし、地域で保育・教育などを受けられるように保育所などへの支援を行う「後方支援」、の4点が挙げられている。これらを踏まえ、障害のある子供の健やかな育成のためには、子供のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があると指摘されている。

県がとりまとめた「山梨の特別支援教育」によると、県内の公立小中学校、高等学校における特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加している。特に、小学校においては、通常の学級における特別な支援を必要としている児童の増加が目立ち、平成21年には1,528人であったのに対し、平成29年には2,707人と約1.8倍になっている。

こうした状況から、障害のある子供・若者に対する支援を強化とともに、県民及び社会全体の理解を深め、県民誰もが、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していく必要がある。

⑤少年非行の状況

本県の青少年非行の状況は、刑法犯は減少傾向、不良行為は横ばい状態にあるが、

共犯や再犯の防止など依然予断を許さない状況にある。

不良行為少年の行為別補導状況としては、喫煙が最も高く35%、次いで深夜はいかいが34%を占めている。また、学職別状況では、高校生が30%と最も高く、年齢別状況では17歳が29%、16歳が26%と、高校生に相当する年齢が他の年齢と比べ高くなっている。

本県の「子ども・若者の意識と行動に関する調査」では、「シンナー、薬物、万引き、暴力行為、恐喝などの非行をするのはなぜか」に対し、「がまんすることができないから」35.8%、「悪いことだと思っていないから」25.2%、「まわりがやっているから」24.1%と回答した割合が高くなっている。また、「非行をなくすためには何が必要か」に対して、「親子の信頼関係をつくる」が37.6%と最も高くなっているが、過去調査と比較すると、「親がしつけをきちんとする」が25.2%と減少する一方で、「活躍できるチャンスをあたえる」が23.9%と高くなっている。

青少年の非行の未然防止のため、子供・若者がそれぞれの個性を生かし活躍できる場や機会を地域社会の中で設けていくことが大切である。また、問題行動への早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくりなど、立ち直り支援をしていく必要がある。

⑥子供の貧困の状況

「やまなし子どもの生活アンケート」（平成29年）によると、本県の子供の相対的貧困率は、10.6%（約9人に1人の割合）となっている。平成28年に政府が発表した「国民生活基礎調査」の結果によると、国全体の子供の相対的貧困率は13.9%（約7人に1人の割合）で、本県の子供の貧困率の方が低くなっている。

子供の貧困の問題は、経済的な困窮だけにとどまらず、人間関係の希薄さ、学習を含めた様々な体験の機会の喪失、自己肯定感、自尊感情の低下など様々な問題を含んでいる。また、経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭なども増加しており、世代を超えて貧困の状況がつながっていく「貧困の連鎖」も課題となっている。

児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の推移をみると、父子世帯割合は横ばい状態であるが、母子世帯は平成8年を境に増加傾向にある。本県における平成26年の母子世帯数は8,296世帯あり、児童がいる全世帯の2.49%となっている。ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子供の進学等への影響が懸念されている。

家庭の経済状況等によって、子供や若者の将来の夢が絶たれたり、進路の選択肢が狭まったりすることがないよう、教育、生活面、親の就労など、様々な支援が求

められている。

⑦外国人児童生徒

本県の「学校基本調査」によると、平成30年度、公立学校に在籍する外国人の子供の数は、小学校で460人、中学校で212人、高等学校では152人となっており、ここ数年増加傾向にある。

また、日本語指導が必要な子供の数も平成28年度は、小学校183人、中学校68人、高等学校・特別支援学校の6人、合計257人で、平成24年度と比べると64人の増加となっている。

一方で、小学1年生から中学3年生の外国人児童生徒のうち、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足、家庭で弟妹の世話を必要があるなど様々な理由で、学齢期でありながら就学していない子供たちが社会問題となっている。外国人には就学義務は課されていないが、その保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れることとなっている。

平成31年4月より外国人労働者の受け入れ拡大が開始した。今後、本県に在住する外国人の数も増加していくことが予想される。言葉や生活習慣の違いなど困難を抱える在住外国人の子供についても、同じ地域の一員として健やかに成長していくよう、地域全体の意識の醸成を図る取組や教育環境の整備等を行う必要がある。

⑧子供・若者の自殺の状況

近年、本県の20歳代の自殺死亡率は、全国より高くなっている。

10歳代後半から20歳代は、生徒・学生から社会人へとライフステージが大きく変化する時期で、様々な悩みも生じ、心も不安定になりがちである。このため、学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育はもとより、社会において直面する様々な困難・ストレスの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進する必要がある。

また、大学生等に対しては、自殺対策に関心と理解を深めることができるよう、行政や学校、民間団体等が実施する取組への参加を促進することも必要である。

⑨児童虐待の状況

平成29年の「福祉行政報告例」(厚生労働省)によると、県内の児童相談所で対応した児童虐待の相談件数は増加の傾向にある。平成20年度の相談件数401件と比較すると、平成29年度はおよそ2倍に増加し、757件の相談件数とな

っている。

相談内容は、心理的虐待が404件で最も多く、全相談件数の半数を超えており、以下、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）202件、身体的虐待144件、性的虐待7件と続いている。

子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待を社会全体で予防するとともに、学校、地域社会、行政、各関係機関が連携しながら、個々のケースへの的確で迅速な対応が求められている。

また、これから親となる世代や子育て中の親に対して、家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供の充実など、支援体制を整備していくとともに、子育てを家庭だけに任せらず、地域社会も含めて全体で見守っていくことが必要になる。

⑩困難を有する子供・若者に関する相談窓口

県内には、ニート、ひきこもり、障害、いじめ、不登校、非行、子供の貧困、外国人児童生徒など、子供・若者が抱える困難の状況に応じて、様々な相談窓口が設けられている。

しかし、近年、子供・若者やその家族が抱える問題は多様化・深刻化していることなどから、関係機関の緊密な連携による切れ目のない、きめ細かな対応が重要となっている。

（3）家庭・地域と子供・若者

①家庭における教育力

家庭は、子供にとって安らぎの場であり、食事やあいさつなどの基本的な生活習慣とともに、命の大切さや他者への思いやりなどの基本的倫理観、自立心や自制心などを身につける上で重要な役割を担っている。

しかし、核家族化、少子化、共働き世帯の増加など、家庭をめぐる社会環境の変化や、インターネットの普及、親子が家庭で一緒に過ごす時間の減少などにより、家庭内でのコミュニケーション不足が指摘されている。

平成28年の「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、平日、子供とふれ合う時間が2時間以内の保護者は、平成20年の41.6%に対し、平成28年は52.0%と増加し、子供とふれ合う時間が少なくなっていることがわかる。

また、平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、家庭での教育が「十分できている」「だいたいできている」と回答した「できている意向」は54.7%とおよそ半数であり、家庭での教育に対して自信がもてない保護

者も少なからずいることがわかる。

さらに同調査では、「家庭でのしつけや教育の充実のためにどのようなことが必要か」の問い合わせに対し、「家庭教育に関する学習情報の提供」44%、「相談体制の充実」43%、「親子の体験活動の充実」40%の順で回答が多く見られた。

家庭における教育力の向上を図るため、保護者だけに家庭教育を任せるとではなく、行政、地域、学校などによる家庭教育に関する情報提供や相談体制の充実など、様々な支援を推進していく必要がある。

②地域における教育力

地域は、子供たちが様々な社会体験活動を行うことなどを通じて、基本的なルールや善悪を判断する力を身につけるとともに、社会づくりに主体的に参加する意欲・態度を育む場として重要な役割を担っている。

しかし、都市化や少子化の進行、人間関係の希薄化などを背景に、子供たちの異世代との交流や地域行事への参加が減り、子供たちが地域の様々な人とふれ合う機会が減少するとともに、子供同士の関わりも少なくなっている。

平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、地域での大人と子供の関わりが、「以前より少なくなっている」「ほとんどなくなっている」を合わせた「なくなっている」意向は、平成25年度の46.4%に対し、平成30年度は51.3%と増加している。

また、平成28年「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文部科学省）によると、地域の中での子供を通じた付き合いは、「あいさつをする人がいる」44.3%、「立ち話をする人がいる」37.4%、「子供を預けられる人がいる」35.5%の順で多く、あいさつや立ち話など気軽なところから、地域の人との付き合いが広がっていく様子がわかる。

これらのことから、子供・若者の身近なところから日常的なあいさつや会話を広げ、地域とのつながりをつくっていくことや、青少年育成山梨県民会議事業のスローガン「大人が変われば 子どもも変わる」に象徴されるように、大人への意識啓発をはじめとした地域における教育力の向上を図る取組を推進していく必要がある。

③地域における安全・安心

近年、児童相談所等に寄せられる児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているとともに、その事例も複雑・多様化しており、児童虐待対策の一層の充実が求められている。

また、平成30年に警察が認知した、子供への声かけ事案発生件数は299件にのぼり、特に小学生以下においては増加傾向にあることから、地域全体で子供たち

を見守る環境づくりが必要となっている。

一方、平成30年の「やまなしの教育に関するアンケート調査」によると、「学校の安全について、どのようなことに力を入れていけばよいか」の質問に対し、「災害時に取るべき行動を瞬時に判断する態度の育成」(47%)が最も多く、続いて、「子供への防犯・交通安全・防災に関する講話の実施」(41%)、「さまざまな災害を想定した防災訓練・避難訓練の実施」(32%)となっている。

さまざまな災害に備えた防災意識の育成と実践的な防災活動の実施、通学路などで起きる交通事故や不審者による被害防止のための見守り活動、インターネットに係る被害から子供を守る取組など、地域における安全・安心を確保し、さまざまな災害、犯罪から子供・若者を守るとともに、安全・安心に関する子供・若者の意識や態度の育成が望まれている。

2 子供・若者育成のための施策の方向性

1において、本県の子供・若者を取り巻く環境や問題、今後の重点的な取組について、それぞれの分野で検証してきた。

山梨県では、平成27年2月に子供・若者の育成の行動指針である「やまなし子ども・若者育成指針」を策定し、以降、育成指針に掲載された子供・若者への施策について、知事を本部長とする青少年総合対策本部を中心に推進を図ってきた。

その後も各部局において教育の分野では「山梨県教育振興基本計画」、障害者福祉の視点から「やまなし障害児・障害者プラン2018」、子育て支援策として「やまなし子ども・子育て支援プラン」など新たなプランが策定されている。

国においても平成22年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法に基づく新たな大綱として、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されるなど、子供・若者の育成に関する国的基本方針が示された。

新たな「やまなし子ども・若者育成指針」の策定に当たっては、これらの計画と整合性を図り、実効性の高い施策を効率的に実施することが期待される。

子供・若者を巡る社会環境は大きく変化し、子供・若者が置かれている現状は、先行きに対する不透明感や閉塞感が深く不安定な状況にある。

ただ、私たち大人は、我が国、我が県の次世代の礎となる子供・若者が、夢と志を持って未来を描き、その実現に向けて他者と協働しながら創造性とチャレンジ精神を發揮できる社会を着実に構築していかねばならない。

山梨県青少年問題協議会では、このような視点から子供・若者の健全育成に必要な基本的な考え方と施策の方向性を明確にすることが重要と考え、次のとおり提言する。

(1) 基本理念

全ての子供・若者が、挑戦と試行錯誤を繰り返し、経験を積み重ねていく中で、自立心や自己肯定感を育み、自己を確立しながら成長し、夢と志を持って未来を切り拓いていけるようになることは、県民誰もの願いである。

近年、子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域コミュニティの希薄化等により大きく変化し、多くの課題が生じている。

また、子供の貧困や児童虐待、不登校やひきこもりなど、困難を有する子供・若者の問題も深刻な状況にある。

次代を担う子供・若者が、夢と志を持ちながら、心身ともに健やかに成長できるよう見守り、支援していくことは、大人の役割と責任でもあり、そのためには一人ひとりが持つ能力や可能性、困難の程度や状況に応じて、県民総ぐるみで子供・若者への

切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要となる。

県、市町村などが適切な役割分担を担い、緊密に連携・協力しながら、家庭、学校、地域、企業、団体が一体となって、子供・若者の育成支援を行う持続可能な地域社会づくりに取り組むことが、今こそ必要である。

これらのこと踏まえ、子供・若者が、ふるさと「やまなし」に誇りと愛着を感じ、世界に目を向け、夢と志を持って、心身ともに健やかに成長していくこと。そして、様々な困難をも乗り越えながら自立する力を身につけ、他者と協働しながらやまなしの未来を創造していく人材として活躍していくことを深く願い、基本理念を「夢と志を持ち、健やかに成長し、他者と協働しながら、やまなしの未来を切り拓く子供・若者を育むために」とし、上記の基本理念を踏まえ、施策の基本的な柱として次の5つの「基本目標」を掲げ、県民総ぐるみで子供・若者の育成支援に取り組む必要がある。

(2) 基本目標

①全ての子供・若者の健やかな成長に向けた支援

子供・若者が健やかに成長していくためには、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲の「確かな学力」を身につけるとともに、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識・倫理観などの「豊かな心」を育み、そして、生活や仕事をする上で基盤となる「健やかな体」を養成するなど、子供・若者の「知・徳・体」がバランスよく育まれるよう、家庭・学校・地域が連携して取り組むことが必要である。

また、これらと併せて、社会環境の変化や進展に対応する力や職業観・勤労観の確立など、社会的・職業的自立に向けた能力を育むことが必要である。

このような観点から、「子供・若者の健やかな成長に向けた支援」に取り組むものである。

具体的には、次のような事柄について、取組が必要となる。

- ・基礎的能力である「知・徳・体」の育成
- ・社会的・職業的自立に必要な能力の育成

(備考) この取組は、次の各課題の解決に資するものである。

※子供・若者をめぐる現状と課題

- (1) は「社会環境と子供・若者」、(2) は「困難を有する子供・若者」、
(3) は「家庭・地域と子供・若者」(以下同様)

- (1) -⑥ 学校と子供・若者
(1) -⑦ 子供・若者の社会参加活動
(1) -⑧ 若者の就労状況と意識
(2) -① ニート(若年無業者)
(2) -② ひきこもりの子供・若者

②困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援

ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、発達障害、貧困、児童虐待など、子供・若者やその家族が抱える問題に対しきめ細かな支援を行うためには、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かして、個々の発達段階に応じた、切れ目のない継続的な支援を行っていくことが必要である。

また、子供・若者がこのような困難を抱えるに至った要因や、目指すゴールの違いなどを、関係機関が相互に十分理解した上で、子供・若者を取り巻く周囲へ適切に働きかけながら支援することも重要となる。

このような観点から、「困難を有する子供・若者やその家族へのきめ細かな支援」に取り組むものである。

具体的には、次のような事柄について、取組が必要となる。

- ・ニート、ひきこもり、いじめ、不登校、高校中途退学者等への支援の充実
- ・障害のある子供・若者への支援の充実
- ・非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実
- ・外国人等、特に配慮が必要な子供・若者への支援の充実
- ・貧困等、困難を有する子供・若者やその家族への総合的な支援

(備考) この取組は、次の各課題の解決に資するものである。

- (1) -⑥ 学校と子供・若者
- (1) -⑧ 若者の就労状況と意識
- (2) -① ニート（若年無業者）
- (2) -② ひきこもりの子供・若者
- (2) -③ いじめ、不登校、高校中途退学、暴力行為の状況
- (2) -④ 障害のある子供・若者
- (2) -⑤ 少年非行の状況
- (2) -⑥ 子供の貧困の状況
- (2) -⑦ 外国人児童生徒
- (2) -⑧ 子供・若者の自殺の状況
- (2) -⑨ 児童虐待の状況
- (2) -⑩ 困難を有する子供・若者に関する相談窓口
- (3) -① 家庭における教育力
- (3) -② 地域における教育力
- (3) -③ 地域における安全・安心

③子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

子供・若者の健やかな成長を支えていくためには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、育成支援を推進する基盤となる地域社会づくりに取り組んでいくことが大切である。

このような観点から、「子供・若者の成長を社会全体で支える環境づくり」に取り組むものである。

具体的には、次のような事柄について、取組が必要となる。

- ・家庭・学校・地域の相互連携による教育力の向上
- ・子供・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進
- ・インターネットの適切な利用に関する取組の推進

(備考) この取組は、次の各課題の解決に資するものである。

- (1) -① 子供・若者人口の減少
- (1) -② 少子化・核家族化の進行
- (1) -③ 情報化社会の進展
- (1) -⑤ 持続可能な社会の実現
- (2) -⑤ 少年非行の状況
- (3) -① 家庭における教育力
- (3) -② 地域における教育力
- (3) -③ 地域における安全・安心

④子供・若者の成長を支える担い手の養成

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供・若者の健やかな成長に重要な役割を果たしているが、地域におけるつながりの希薄化が懸念されているなか、地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やN P O等が子供・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

このような観点から、「子供・若者の成長を支える担い手の養成」に取り組むものである。

具体的には、次のような事柄について、取組が必要となる。

- ・子供・若者の成長を地域で支える担い手の養成

(備考) この取組は、次の各課題の解決に資するものである。

- (1) -⑤ 持続可能な社会の実現
- (1) -⑦ 子供・若者の社会参加活動
- (3) -① 家庭における教育力
- (3) -② 地域における教育力
- (3) -③ 地域における安全・安心

⑤やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援

少子高齢化の進行、グローバル化や情報化、地域間格差が進展するなか、持続的な地域社会を創りあげていくためには、国際感覚豊かな（グローバルな）視野や知

識を持ちながら、地域社会（ローカル）で必要な知・徳・体を備えた「グローカル」な力を育成していく必要がある。

グローバル化が進行する社会においては、起業家精神や豊かな語学力、コミュニケーション能力等を培う教育が重要である。また、やまなしの未来を切り拓いていく人材となるためには、ふるさと「やまなし」のよさを理解し、愛着と誇りを持てるよう、自然体験学習や郷土学習、子供時代から社会へ参加・参画していく機会や場が保証されることが必要である。

また、情報通信技術の急速な進歩による第4次産業革命という大きな変革に対応していくためには、科学技術に精通した人材や情報通信技術の進化に適応し活用できる人材、地域産業を担う若者などを育成することも必要である。

このような観点から、「やまなしの未来を切り拓く子供・若者への応援」に取り組むものである。

具体的には、次のような事柄について、取組が必要となる。

- ・ふるさと山梨のよさを理解し、愛着と誇りを持ち、未来を切り拓く子供・若者育成の推進

(備考) この取組は、次の各課題の解決に資するものである。

- (1) -① 子供・若者人口の減少
- (1) -③ 情報化社会の進展
- (1) -④ グローバル化の進展
- (1) -⑤ 持続可能な社会の実現
- (1) -⑥ 学校と子供・若者
- (1) -⑦ 子供・若者の社会参加活動
- (1) -⑧ 若者の就労状況と意識
- (3) -② 地域における教育力
- (3) -③ 地域における安全・安心

山梨県青少年問題協議会委員名簿

令和元年11月現在

1 県議会議員

1	山梨県議会教育厚生委員長	渡辺 淳也
---	--------------	-------

2 関係行政機関の職員

2	山梨県福祉保健部長	小島 良一
3	山梨県子育て支援局長	依田 誠二
4	山梨県教育委員会教育長	市川 満
5	山梨県警察本部長	原 幸太郎
6	山梨労働局総務部長	浮地 和宏
7	甲府少年鑑別所長	根岸 正樹
8	甲府保護観察所長	松川 正徳
9	甲府地方法務局人権擁護課長	森田 大輔

3 学識経験のある者

10	甲府家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	石川 亨
11	青少年育成山梨県民会議会長	鍋谷 正俊
12	山梨県青少年育成カウンセラーカンパニー会長	石井 基晴
13	公益財団法人山梨県青少年協会専務理事	宮原 健一
14	山梨県青少年団体連絡協議会副会長	堤 明伸
15	NPO法人やまなしの翼プロジェクト代表	戸田 達昭
16	山梨県PTA協議会代表	中島 智子
17	山梨県私学教育振興会幼稚園部会代表	川瀬 るり子
18	山梨県高等学校長協会代表	小佐野 勝彦
19	山梨県公立小中学校長会代表	野中 るみ子
20	山梨県立大学人間福祉学部准教授	多田 幸子
21	山梨大学大学院教育学研究科准教授	東海林 麗香
22	株式会社テレビ山梨報道部副部長	大西 かや
23	山梨県商工会議所連合会専務理事	小林 明
24	公募委員	今井 妙子
25	公募委員	藤原 恵里

